

会社で入る医療補償 福利厚生・企業防衛

ハイパーメディカル



該当するなら



ご加入時のチェック

従業員が病気で入院。大切な従業員のため、会社として「見舞金」が出せる補償内容になっている?





▶ もし、心の病で従業員が入院した場合、 現在加入の保険で対応できる?





● 職場で従業員が倒れ入院してしまった。 会社の誠意としての「補償」と、 万一の「賠償」の準備はできている?





● 現在加入の保険は、 従業員採用、従業員確保としての 福利厚生が図れている?





現在加入の保険は、セカンドオピニオンの相談やメンタルヘルスの相談ができるようなサービスがついている?





ハイパーメディカルはお役に立ちます!

福利厚生

従業員が大病を患った際にセカンドオピニオンが無料で受けられ、万一病気で入院した場合には、見舞金としてその治療費をお支払いできます。その結果、福利厚生の充実が図られ、ひいては従業員採用、従業員確保にお役に立ちます。

企業防衛

業務多忙等による脳・心疾患や、心の病で従業員が入院した場合、企業責任が問われ賠償責任に発展するケースがあります。このようなリスクを抑えるためにも、会社の誠意として入院中の治療費を補償することが重要です。

ハイパーメディカルの3つの特長

特長1/個別告知は不要で、従業員の方を無記名で補償します。ただし、すでに発病している病気は補償できません。

特長2/保険料は年令・性別に関わりなく、貴社の事業内容および売上高により決定します。

特長3/法人が契約者の場合、保険料は全額損金扱いとなります。

法人が契約者として、従業員全員(事業主・役員含みます。)のために負担する保険料は、全額が損金扱いとなります。 (法人税基本通達9-3-5、9-3-6の2を準用 2021年5月現在)

福利厚生の充実にお役立てください! 疾病入院医療費用補償特約(拡張型)

病気により入院した場合に負担した、公的医療保険制度の一部負担金、差額ベッド代、交通費などの費用をお支払いします。また、病気の治療のために先進医療または患者申出療養を受けた場合に負担した、技術料、交通費、宿泊費をお支払いします。

病気の入院治療 病気の先進医療など にかかる費用(総額)

ココを補償します!



- ※1 お支払額は高額療養費などを差し引いた額となります。
- ※2 重篤な症状など所定の状態になった場合で、医師が認めた期間に限ります。
- ※3 医師が認めた付添期間中または家事従事者である被保険者(従業員など)の入院期間中に発生した費用に限ります。
- ※4 先進医療・患者申出療養の詳細については、厚生労働省のホームページにてご確認いただけます。
- (注) 病気を補償する特約については、事業主、常勤の法人役員、社員、常勤のパート・アルバイトの方が対象となります。常勤とは、病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。
- ●このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧いただくか、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- ●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

https://www.aig.co.jp/sonpo



お問い合わせ・お申し込みは